

令和6年第3回鬼北町議会定例会

令和6年9月19日（木曜日）

○議事日程

令和6年9月19日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第50号 令和5年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第4 議案第51号 令和5年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第5 議案第52号 令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第6 議案第53号 令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第7 議案第54号 令和5年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 議案第55号 令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第9 議案第56号 令和5年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 日程第10 議案第57号 令和5年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第58号 令和5年度鬼北町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 発議第2号 防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書（案）について
- 日程第13 議員の派遣について
- 日程第14 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第15 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第16 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第17 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 3 議案第 5 0 号 令和 5 年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 5 1 号 令和 5 年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 5 2 号 令和 5 年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 5 3 号 令和 5 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 5 4 号 令和 5 年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 5 5 号 令和 5 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 5 6 号 令和 5 年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 日程第 1 0 議案第 5 7 号 令和 5 年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 5 8 号 令和 5 年度鬼北町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 1 2 発議第 2 号 防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書（案）について
- 日程第 1 3 議員の派遣について
- 日程第 1 4 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 5 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 6 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 7 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 番 坂 本 一 仁 | 2 番 兵 頭 稔   |
| 3 番 高 橋 聖 子 | 4 番 中 山 定 則 |
| 5 番 山 本 博 士 | 6 番 赤 松 俊 二 |
| 7 番 松 下 純 次 | 8 番 芝 照 雄   |
| 9 番 福 原 良 夫 | 1 0 番 松 浦 司 |

11番 末廣 啓

12番 程内 覺

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 渡辺美枝 書記 都 浩明

○説明のため出席した者

町 長 兵頭誠亀	副 町 長 井上建司
企画振興課長 小川秀樹	総務財政課長 水野博光
危機管理課長 東英範	町民生活課長 善家直邦
保健介護課長 谷口美穂	環境保全課長 森 明
農林課長 奥藤幸利	森林対策室長 奥藤幸利
建設課長 佐子司	水道課長 佐子司
日吉支所長 山本万里	会計管理者 山本雄大
水道課主幹 二宮洋之	教 育 長 行定洋嗣
教育課長 佐々木健次	農業委員会会長 谷口雄記
農業委員会事務局長 奥藤幸利	代表監査委員 田中清志

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

○議長（程内 覺君）

改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（程内 覺君）

本日の議事日程は、別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、3番、高橋聖子議員、4番、中山定則議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため出席を求めているものを報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

ただいま兵頭町長から、9月17日の下水道事業会計決算書類の一部に誤りがあり、訂正したいとの申出がありましたので、これを許可します。

○町長（兵頭誠亀君）

ただいま議長のほうから説明をしていただきましたように、1点、訂正させていただきたいと思います。

環境保全課長から説明をいたします。

○環境保全課長（森 明君）

令和5年度鬼北町下水道事業会計決算書類に一部誤りがありましたので、本日配付

しております令和6年第3回鬼北町議会定例会議案等正誤表により説明いたします。

議案名等は、令和5年度鬼北町下水道事業会計決算書、ページは35、箇所は4、他会計繰入金等の特定収入の使徒について、ロ、資本的収入、（イ）一般会計負担金（農集）につきまして、誤りの誤の欄の下線部分の金額2,041万8,158円を、右の正の欄、下線部分の金額2,641万8,158円に訂正するものであります。

以上で説明を終わります。大変申し訳ございませんでした。

日程第3、議案第50号、令和5年度鬼北町一般会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

鬼北町決算附属書類の10ページ、10ページじゃないですね。もとい、ちょっとすみません。資料をちょっとしまい忘れた、ちょっと待ってください。

○議長（程内 覺君）

はい。

ほか、後刻質問でいいですか。

兵頭議員、後で質問されますか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、ほかに質疑はありますか。

○4番（中山定則君）

令和5年度の鬼北町歳入歳出決算書から76ページの一番上になるんですが、不用額で268万4,698円、不用になった原因をお願いします。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問中ですが、もうちょっとはつきりお願いできますか。

○4番（中山定則君）

76ページの一番上、2款、1項、5目、10節の需用費の不用額、268万4,698円、不用になった原因と補正しなかった理由。

それと、78ページ、2款、1項、6目、7節の報償費、同じく459万4,985円。

それと84ページ、2款、1項、10目の14節、工事請負費のガードレール等設

置工事請負費、これについては102万の予算で52万9,000円、不用額は49万1,000円になっていますが、地域からの要望がなかったのか等問います。

それと、不用額については、最後になるんですが、106ページ、3款、1項、3目、18節、負担金補助及び交付金のこれには備考にあるように、ねんりんピックの実行委員会負担金から始まってあるわけなんですけど、不用額として554万9,003円になっております。この原因と補正しなかった理由をお願いします。

それと、決算書の中の。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問中ですが、今質問された4点について先によろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

4点について、先に答弁してもらっていいですか。

○4番（中山定則君）

ちょっとこれ、まだこの決算書にあるんで、あと2つあるんですけど。

○議長（程内 覺君）

含め2つある中で今の、いいですか。

そしたら続けてください。

○4番（中山定則君）

350ページ、財産の物品の中で、中から下ですが、電子黒板、前年度末現在高6が、2減になって、減債高が4になりましたが、減の理由。

それと、353ページについては、内容の確認になるんですが、353ページの物品の電気機械、今年度決算年度中の増減高が、増が61、減が11、それと教育用器具増が9、減が7の内容の説明をお願いします。

続いて、いいですか。

○議長（程内 覺君）

中山議員、1回切ってもらっていいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

今、決算書で6点、質問がありました。答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

2款、1項、5目、需用費の関係につきましては総務財政課長が、それから2款、1項、6目、7節、報償費につきましては企画振興課長が、それから2款、1項、10目、交通安全対策費ガードレール関係につきましては総務財政課長が、3款、1項、3目、老人福祉費、負担金補助及び交付金につきましては保健介護課長が、350ページ、電子黒板につきましては教育課長が、その次、353ページ、物品集計につきましては会計管理者がそれぞれ答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

では、まず1点目、76ページの2款、1項、5目、10節、需用費の不用額でございますが、庁舎全体の電力量をこちらから調べておりまして、この当時、補助金が国から出ておりましたが、段階的に補助額が減っていったのと、冬季の電力の使用量が不透明であったため、どうしても翌月に請求となりますので、補正で落とすことができずに不用となったものであります。

以上です。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、2点目の78ページ、2款、1項、6目、7節、報償費に係る不用額の理由でございますが、こちらの節には、主にふるさと納税の返礼品に係る報償費等を計上をしているところでございますが、ふるさと納税につきましては、年度末ぎりぎりまでの受入れ等が発生してきまして、それに伴う報償費等不足が生じないよう予算を確保したことによるものです。

以上です。

○総務財政課長（水野博光君）

3点目の84ページの2款、1項、10目、14節、工事請負費、ガードレール設置工事請負費でございますが、各地区要望を取りました結果、愛治地区の2件がございまして、そちらの支出が52万9,000円であります。そのほか、緊急を要する工事があってはいけませんので、補正で落とすことなく予算を置いておりましたので、49万1,000円の不用額が出ております。

以上です。

○保健介護課長（谷口美穂君）

106ページの3款、1項、3目、18節の負担金補助及び交付金の不用額についてですが、これの主なもの、ねりんピックの負担金でありまして、内容は管理運営事業費のうち需用費の消耗品が40万ほど、歓送迎事業費で60万ほど、大会開催事業費で需用費の印刷製本費等が70万程度の合算が主な原因です。補正しなかった

理由は、年度末まで決算がなかなかできなかつたため、補正することができませんでした。

以上です。

○教育課長（佐々木健次君）

350 ページ、物品の教育用器具、電子黒板の2減ですが、老朽化したしました電子黒板を廃棄処分したものでございます。

以上です。

○会計管理者（山本雄大君）

353 ページの物品機械器具の電気機械の増減内訳につきましては、いずれも空調設備でありまして、中央公民館が3、広見中学校が51、好藤小学校が2、好藤公民館が4、日吉公民館が1、合計で61の増となっております。

それから、減につきましては、広見中学校が11減となっております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

教育用器具についても質問しとったんです。

○議長（程内 覺君）

353 ページの教育用器具についても質問がありました。

○町長（兵頭誠亀君）

会計管理者が答弁をいたします。

○会計管理者（山本雄大君）

353 ページの機械器具、教育用器具の内訳につきましては、広見中学校ユーフォニアム、それからチューバが各1、それから日吉中学校の放送設備が1、広見中学校の講演台が1、広見中学校のどんちょうが1、それから近永小学校と日吉中学校の校旗が各1なので2、それから三島小学校の図書管理用書庫が1、それから三島小学校の器具倉庫が1、合計で9の増となっております。

それから、減につきましては、広見中学校の放送設備が1、それから日吉公民館の太鼓が4、それから先ほどの電子黒板が2、合計で7減となっております。

以上でございます。

○4番（中山定則君）

350 ページの電子黒板老朽化のため減ということで、今会計管理者が説明があっ



たんですが、教育用器具にということで新しいのに変えたということでいいのかどうかの確認なんです。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（佐々木健次君）

電子黒板につきましては、古いものを廃棄いたしまして、新たにプロジェクターを購入いたしまして対応いたしております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（中山定則君）

プロジェクターでの対応で電子黒板とプロジェクターは違うと思うんですが、それで対応ができるということでプロジェクターにされたのか、再度その点を質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（佐々木健次君）

今ほどの御質問ですが、電子黒板付機能がつきましたプロジェクターというものが現在ございますので、そちらのほうを導入させていただいております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○4番（中山定則君）

令和5年度の主要施策の成果の中から、31ページの空家対策の②の空家の現状調査と空家バンクの設置のところで、空家の調査の実施率、令和7年度目標100、令和4年度現況100、実施率100なんです、令和6年7月24日付、企画発の237号の令和6年7月24日付の回覧で、空家等の実態調査の実施についてという回覧が回っております。

調査の実施率100ということで、調査済みということなんです、その辺、今年

度の実施のことに係るんですが、ちょっと質問対象外かもしれないんですが、答弁できるようなら答弁いただいたらと思います。

それから、監査委員のほうから出されている決算意見書の8ページ、昨年度も同じことを質問しとるんですが、時間外勤務のことについてなんですが、対象者は5人減にはなってますが、引き続き令和3年度からかなり増に、令和3年度よりも増になっております。この件、昨年度も同じ質問したんですが、恒常的な残業になっている職員はいるのかどうか。昨年度はいないという回答でした。

それと、監査委員のほうから監査委員調書に書かれております、事務の簡素化・標準化という取組はどのようにされているか。

4年度決算の意見書の中にも出てますので、その取組をどうされているかについて質問をいたします。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

1点目の空家対策の部分につきましては企画振興課長が、時間外勤務手当の関係につきましては、総務財政課長がそれぞれ答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、中山議員の答弁にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の施策の成果より、31ページの空家バンクにおける空家調査の実施率ということで、施策の成果中列の記載にある中で、R4年度現状100%ということで記載をさせていただいておりますが、現在策定をしております空家の実施計画の中で調査をしたときの実態調査の数字が直近となっておりますので、その数字が100%と、実態調査を100%やらせていただいているということで、直近のパーセントを計上、記載をしております。

先ほど少し質問で触れられましたが、来年度新たに計画を見直し策定をすることとしております。その前段の基礎調査で、今年度改めて空家の調査をさせていただくことになっております。その結果につきましては、来年度、また施策の成果等によって数字を更新させていただく予定としております。

以上です。

○総務財政課長（水野博光君）

時間外の関係でございますが、昨年と比べて増えている経常的な人はいるのかとい

った御質問やったかと思いますが、5年度につきましては、新たな事業としまして、脱炭素の関係の補助事業とかがありまして、その申請に係る職員がいた、あるいはねんりんピックがございました。そのほか、コロナ禍で休止となっておりました各種イベントが復活したことによる時間外の増とかがございまして、前年度に比べて増えておるといことで、常に恒常的に時間外をしておる職員はいない、昨年はずっとしておる職員は少ないというふうにご認識をしております。

それから、事務の簡素化・標準化でございますが、それぞれの課で工夫をして、それぞれ職員で書類にインデックスをつけるであるとか工夫をしながらやっておるところでございますが、国からの補助事業とか急に出てくるものもございまして。物価高騰対策であるとか、そういった補助事業が出てくると、どうしてもふだんやっている仕事の上に新たな業務が発生しますので、時間外が増えるというところでございます。今後も工夫をしながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

空家の件については、空家になって増えていくというか、空家になるというのがいつ現在というかと、言われるとおりになんです、現在というか、もう一度確認なんです、令和3年度の調査で100%だったが、今度は5年度も調査されているというふうな言い方だったんですが、毎年実態調査をされるんですか、その辺の確認です。

それと時間外の関係なんです、イベントは分かるんですが、担当だけが、事務分担のときに担当になれば、それだけである、共同係内、課内での協力体制等は進んでいるのかどうか、再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長と総務財政課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問いただいた件につきまして、空家実態調査につきましては、空家対策計画策定、また見直しをする際に、前段で調査等をさせていただいているところがございます、毎年実態調査をしている部分はございません。

施策の成果に記載をしている数字は、前回策定をしたときの実態調査、町内全域を実態調査しておりますので、直近の実施状況として100%と記載をさせていただ

だいているところでございます。

来年度、また5年ごとに見直しをさせていただくことに伴いまして、実態調査ではなくて、また計画を見直す予定をしておりますが、それに伴いまして、今年度新たにまた実態調査等を実施を予定しているところでございまして、現在もう既に業者に実態調査のほうをお願いしてやっていたいでいるところでございます。

以上です。

○総務財政課長（水野博光君）

時間外の関係で協力体制ということでございますが、例えば国の交付金事業で昨年度商品券事業を実施しましたが、それまで企画振興課のほうで商品券をやっておりましたが、いろいろな補助事業が多く重なっておりましたので、課を変えまして、総務財政課のほうで商品券事業を担当いたしました。それで、仕事がかぶって残業が増えないようにということもしたんですが、そのほか、ちょっと今の話と逆になるかもしれませんが、病気休暇で休んだ職員がおりまして、その部分をほかの職員でカバーをして、みんなで協力してやったという。それは逆に手伝いをした、サポートした職員の時間外が増えるというような形にもなっておるんですが、そういった協力体制を取っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

3回目の質問になっていますが、留意されてもう1回質問をしてください。

○4番（中山定則君）

今の最後の総務財政課長の説明の中で、育児休業になった職員がいたから協力というのはあるんですが、そういう部分とは別に私が確認、言いたかったのは、担当者だけが事務分掌割り振りというか分担したときに、担当者のみがその仕事をしている、事業をしているというようなことになっているんじゃないかと心配しているんですが、その場合にやはり分担はしている、主になってやっているけど協力体制はどうなっているか、それから、その係で、その課ということをやはり推進していくことが、この個人の時間外を減にすることにつながるんじゃないかと思ひまして質問しました。

その辺どうなっているか、再度お願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

この時間外勤務の動向の部分については、監査委員からの報告の際に、特に口頭でもしっかりと御指摘をいただいて、ある意味、中山議員が御心配をされておる部分について危惧をされておったというところですね、改めてこの課題について取り組ま

なきやならないなというふうには感じております。

ただ、申し上げたいのは、中山議員が町職時分と比べると、しっかりとグループとしての対応ができておると私は判断しておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

2点だけお願いします。

鬼北町決算附属書類の2ページの中なんですが、これ説明されたかなと思うんですけど、ちょっと私聞き漏らしたんで再度お願いします。

一般会計で2ページの収入の関係で、ふるさと納税というのは、上から何番目に入っとるんか、町税、地方譲与税とかいろいろあるんですが、それを幾ら入っているんかを教えてほしいと思います。

それと、3ページの議会費から予備費までずっとランクはあるんですが、不用額を見てますと、物すごい金額がずっと出てまして、それに対して構成比というのは横へ出とるんですが、この構成比というのは不用額をした分で計算しとると思うんですが、鬼北町は基本にしとる構成比というのがあるんだったら教えてほしいです。

○町長（兵頭誠亀君）

ふるさと納税に関しましては企画振興課長が、2件目の歳出科目の構成比の部分につきましては総務財政課長がそれぞれ答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、1点目のふるさと納税が費目としてどこに含まれているのかというような御質問かと思いますが、決算書の3ページの17款、寄附金、その款の中にふるさと納税というのは含まれているところがございます。

ふるさと納税の金額等でございますが、少し飛びまして決算書の46ページ、そちらのほうに寄附金の明細等の決算が記載をされております。

46ページ中段より少し下のところに、ふるさと納税寄附金7,012万ということで、ふるさと納税の金額を記載しております。件数で言うと2,902件でございます。

ます。

以上です。

○総務財政課長（水野博光君）

決算書の構成比の基準としているようなものはあるかということですが、特に何かこういった標準的な構成比というのがあるわけではございませんで、その年々の決算によりまして、例えば保育所を建てた年であれば、民生費が構成率が高くなりますし、学校を建てれば教育費が高くなると、その年々によって変わるものでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

不用額はこれ先ほど物すごいこの金額で出とるんですけど、これは、このときの構成比というのは、全然この横の新しい構成比とは違う構成比でつくられたんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどういうふうな感じで作られたかを。

○町長（兵頭誠亀君）

この資料の3ページにある不用額というのは、各款の不用額でございまして、今議員が御指摘のように、不用額が多いやないかということなんですけども、財政当局のほうでは、年度の初めに毎年ですけども、各費目で50万以上の不用額が各費目、節ですね。節で不用額が出ないように、12月補正、3月補正でしっかりと計画をしてくださいというふうなお願いをしております。

先ほど中山議員から御指摘があったように、50万を超える部分、100万を超える分について、目立ったところについて御指摘いただきましたけども、それはそれなりに3月までの議会に落とせない理由があるということも御理解いただきたいなど。たまに、それができてないところでお叱りを受けることもあるわけでありまして、基本的には、各節で50万以下については、補正は減額補正はしないというところでの合計額がこの金額でありまして、それぞれ大きいというふうに言われるのは、ちょっとそれ以上の財政的な縛りというものは、各担当課のそれぞれの執行する職員のそれこそ職務というものについて負荷がかかると私は考えておりまして、これでお許しをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

了解。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号、令和5年度鬼北町一般会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第51号、令和5年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号、令和5年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定についてを

採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第52号、令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第52号、令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第53号、令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。



これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第53号、令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第54号、令和5年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第54号、令和5年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

日程第8、議案第55号、令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第55号、令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

日程第9、議案第56号、令和5年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてを議題とします。

質疑はありませんか。

○2番(兵頭 稔君)

5ページの前年度分未発行企業債1億2,600万円とそれから当年度分損益勘定留保資金8,578万7,598円、それから当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額の2,880万4,059円で補てんしたというのをちょっと説明お願いします。

それと、もう1点、10ページの剰余金の処分等に関する条例第2条による承認ということで、5,289万9,252円という金額が書いてあるんですが、それをそのまま自己資本へ組入れというふうになってますけど、この辺の説明をお願いします。

それと、もう1点、企業債の明細書なんですが、4年度と見比べたらちょっと違うところがあるんですが、4年度企業債は令和5年3月27日に使っているようになっ

ているんですが、広見とか、西野々とか、三島とか、西野々ということで、その金額とこの金額がちょっと合わないの、その説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

それでは、先ほど御質問のありました点、まず1つ目の資本的収入及び支出、下の※の分でございますが、これは資本的収入から資本的支出に対する不足している額の補てん財源の内訳を示したものでございます。

その中で、昨年度発行する予定、補てん財源として発行する予定の企業債が1億2,660万円で、減債積立金と建設改良積立金をとりくずした、損益勘定留保資金として8,500万円、この損益勘定留保資金というものは、減価償却費と資産減耗費の合計額から長期前受金戻入を差し引いて残った残額がこれに該当いたします。これも補てん財源として使用できますので、これを用いて補てん財源に充てたと。

さらに、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、これについても消費税関係の内部留保資金として使えますので、補てん財源として用いております。4条の仮払消費税から、4条、借受消費税及び特定収入仮払消費税を引いた額がこれに該当いたします。

続いて、2つ目、10ページの剰余金処分計算書、今年度補てん財源として使いました減債積立金2,000万円、そして建設改良積立金3,289万9,252円の合計額、この5,289万9,252円については、補てんが終わりましたので、この分については、剰余金から資本金のほうに組入れを行うということでございます。

最後の企業債の明細書でございますが、発行日が違うということでございましょうかね。

○2番（兵頭 稔君）

資料に全然載ってないので、載っている4年度に変えた資料と5年度の資料が全然合わないというのを説明が欲しいんです。

○水道課主幹（二宮洋之君）

4年度に書いとる分については、西野々の1,980万円が一番下になつとると思うんですけども、その1,980万円、ありますね。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、直接の質問はやめてください。

○水道課主幹（二宮洋之君）

西野々以降の1,980万円以降の分について、これは5年度に借入れを行った分となっております。西野々以降、その下の6,750万円から一番下の生田の500万円までの8件につきましては、5年度に借入れを行ったということでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

まず今、企業債の分ちょっとね。今5年度のほうを皆見てもらっとると思うんですが、5年度というのは、令和5年に借りた金額は全然入ってないんですよ。この企業債の明細書に。4年度の決算書には令和5年3月27日、広見地区1億700万、それから西野々地区、5年3月27日、1,980万。それから三島地区、5年3月27日、2,590万で、西野々は、5年3月27日に1,980万ということであるんですが、その1,980万は、こっちでは令和6年2月21日の西野々になっているんですよ。その辺がちぐはぐになっとるので、これどう見たらいいのかなということをお教えください。

○議長（程内 覺君）

しばらく休憩します。

休憩 午前 9時50分

---

再開 午前10時05分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

答弁を求めます。

○水道課主幹（二宮洋之君）

それでは、先ほどの兵頭議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、4年度のほうの段階で、令和5年3月27日付で発行を受けております4件については、これはその当時の工事の前払金その他の関係で前借りとして借り入れておきました金額でございます。その後、令和5年のほうの決算書の明細のほうで金額等が日付が違うというのは、その後、本借りで借り換えておりますので、本借りで借り換えた後の日付と金額が令和5年として計上をしております。そこで差が出るものでございます。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

この16億6,200万という金額は、国に返したということによろしいんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

二宮水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

前借りで借り入れた分プラスに合わせて、また別に借り入れとということですね。本借りで。

○町長（兵頭誠亀君）

国から借金をするときには、普通は1億借りると申請した場合には、工事が終わって1億をお借りするというのが普通なんですけども、工事が繰越しなんかで途中で終わった場合には、出来高の部分について、半分しかできてなかったら5,000万借りないかん、基本的には5,000万というものを先に前借りをしておって、それが提示をされておる決算として、しかし、それはあくまでも事業としては仮のお金であって、事業が完了したときに1億という金額を借りるということであれば、5,000万以外の残りの5,000万を借りたことになるということで、決算上は1億は出てくるけれども、そのときの決算のときには5,000万円を収入としては受け入れて、残りの5,000万を翌年度、決算としては1億円の分を借りておりますという本借りの期日が令和5年あるいは6年になっているということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、4回目になりますので質問は簡潔にお願いします。

○2番（兵頭 稔君）

別の10ページの分なんですけど、この5,289万9,252円の分が、これを見ますと、減額積立金が2,000万で、それと合わせて5,200になるんじゃないかなと私は思っているんですけど、この減額積立金に組み入れて自己資本に組み入れるというのは合っているかどうか、その辺がちょっとこの条例によると、2条2項じゃないしに、3項に当たるんじゃないかなと思うんですけど、その辺ちょっと説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

二宮主幹のほうから答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

それでは、お答えいたします。

10ページ、剰余金処分決算書（案）でございますけども、ここで言う、自己資金への組入れの5,289万9,252円というのは、今年度5年度で補てん財源として使って終わった金額のことを申し上げております。それなので、使って終わった分については、資本金のほうに組入れますよということが1つ。減債積立金、利益積立金合わせて6,400万円となっておりますが、これは6ページの損益計算書当年度純利益が6,481万何がしかあがっておりますけども、この金額以内の金額を毎年積み立てております。そのため、今年度については、減債積立金2,000万円、建設改良積立金4,400万円を積み立てるということにしております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

反対で、今年度減債積立金2,000万と建設改良積立金の4,400万円を未処分利益剰余金ということで入れているんですけど、これは要するに、水道料金の純利益の分に当たる分だと思うんですけど、それを議会で議決をしないと入れないということなので、私はこれについては反対します。

○議長（程内 覺君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

これで討論を終わります。

これから議案第56号、令和5年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（程内 覺君）

起立多数です。

したがって、議案第56号は原案のとおり認定することに決定されました。

日程第10、議案第57号、令和5年度鬼北町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第57号、令和5年度鬼北町病院事業会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

日程第11、議案第58号、令和5年度鬼北町下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第58号、令和5年度鬼北町下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

日程第12、発議第2号、防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書(案)についてを議題とします。

芝照雄議員から提案理由の説明を求めます。

○8番(芝 照雄君)

発議第2号、防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書(案)について。

上記議案を別紙のとおり鬼北町議会会議規則第14条第1項並びに第2項の規定により提出する。

令和6年9月19日

提出者	鬼北町議会議員	芝 照 雄
賛成者	〃	福 原 良 夫
〃	〃	山 本 博 士
〃	〃	赤 松 俊 二

防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書(案)

近年、気候変動の影響により全国各地で水害が激甚化・頻発化しているほか、本年1月に最大震度7を観測し甚大な被害をもたらした能登半島地震では、家屋の倒壊や火災、津波、土砂崩れなどで多くの方がお亡くなりになるとともに、地盤の液状化や隆起等により、道路や港湾、上下水道等インフラ施設にも大規模な被害が発生した。加えて、山がちな半島部では道路の寸断により集落の孤立が相次ぎ、救助活動や救援物資の輸送が難航したところである。

切迫する南海トラフ地震への備えが急務となっている本町においては、能登地域と同様に中山間地域に集落が点在する共通点も多いことに加え、本年4月に最大震度6



弱を観測した豊後水道を震源とする地震が発生し、町民の地震に対する危機感が一層高まっている。

また、道路や水道等のインフラ施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、今後老朽化が進行し、修繕の必要な施設が急増することから、不具合が生じてから対策を行う事後保全型から脱却し、戦略的な維持管理・更新に向け、長寿命化計画に基づく予防保全型メンテナンスへの移行を推進していく必要がある。

政府は、先般閣議決定した骨太の方針において、改正国土強靱化基本法に基づき法定化された「国土強靱化実施中期計画」に向けた検討を最大限加速化し、今年度の早期に策定に取りかかることを示したところである。

このような中、本町においても、今後想定される南海トラフ地震などの大規模災害から地域住民を守り、活力ある地域づくりを進めるため、国による令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」終了後も切れ目なく、各分野における対策を着実に推進していく上で、十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要がある。

よって、国においては、次の事項について措置されるよう、強く要望する。

#### 記

1. 昨今の自然災害の激甚化・頻発化や加速度的に進行するインフラ施設の老朽化を踏まえ、5か年加速化対策終了後も中長期的かつ明確な見通しの下、国土強靱化の取組を安定的・継続的に推進できるよう、「国土強靱化実施中期計画」を速やかに策定し、必要かつ十分な事業量を確保すること。

2. 「国土強靱化実施中期計画」の策定に当たっては、能登半島地震の検証を踏まえた地震・津波対策の強化に加え、長年の懸案事項に対する地方の意見を十分に反映し、「防災対策等としてのトンネル整備・改築に係る個別補助制度の創設」、「河川管理施設の老朽化対策に係る採択要件の緩和」など、補助事業制度の創設・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月19日、愛媛県北宇和郡鬼北町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）。

以上です。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから発議第2号、防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書(案)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

本意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣(防災)に対し文書で提出することとします。

日程第13、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元にお配りしました別紙のとおり、派遣することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま可決されました議員の派遣の内容については、今後変更を要するときその取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取扱いについては議長に一任することに決定しました。

日程第14、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第14、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長から、所管事務に関する事項の継続調査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項、並びに議長の諮問に関する事項についての継続調査申出書が提出されています。

いずれも鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もお引き続き調査が実施できるよう所要の事務手続を行うものです。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申出のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり許可することに決定しました。

以上で本定例会の会議に付された事件は、全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

令和6年第3回鬼北町議会定例会に提案いたしておりました全ての議案につきまして、原案のとおり議決いただき、誠にありがとうございました。

本議会で末廣議員からの一般質問でいただいた不手際のあった職員の対応、また、挨拶の声が小さいなど、疑問や不安を抱いてお越しになられる町民の方々には大変申し訳なく感じております。この先、人事担当、また職員とともに協議し、指導を徹底してまいりたいと考えております。

一方で、本議会で議決をいただきました令和6年度一般会計補正予算には、K I H O C Aカードの新たな展開に係る予算等を組んでおります。今回は第1弾として、今後もさらなる展開を考えております。交通弱者対策として始めたシステムですが、本来の大きな目標であるまちづくりの発展に大きくつながることを願っております。

議員各位におかれましては、私と同様、4年間の任期最後の半年となりますが、町民の福祉向上のため、今後とも引き続き御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。令和6年第3回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（程内 覺君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回鬼北町議会定例会を閉会します。

○副議長（末廣 啓君）

起立願います。

礼。

（午前10時26分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 3 番）

鬼北町議会議員（ 4 番）